

議案第36号

長久手市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について

長久手市子育て支援センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年5月7日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、長久手市子育て支援センターの開館時間等の規定に関し、長久手市子育て支援センター条例の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

長久手市子育て支援センター条例（平成20年長久手町条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
	<p style="text-align: center;"><u>（開館時間等）</u></p> <p><u>第3条 支援センターの開館時間は、</u> <u>午前9時から午後5時までとする。</u></p> <p><u>2 支援センター本館の休館日は、次</u> <u>のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 日曜日及び国民の祝日に関す</u> <u>る法律（昭和23年法律第178</u> <u>号）に規定する休日</u></p> <p><u>(2) 12月29日から翌年の1月</u> <u>3日まで（前号に掲げる日は除</u> <u>く。）</u></p> <p><u>3 支援センター別館の休館日は、次</u> <u>のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 日曜日、土曜日及び国民の祝</u> <u>日に関する法律に規定する休日</u></p> <p><u>(2) 12月28日から翌年の1月</u> <u>4日まで（前号に掲げる日を除</u> <u>く。）</u></p> <p><u>4 市長は、必要があると認めるとき</u> <u>は、第1項に規定する開館時間を変</u> <u>更し、又は臨時に休館日を定めるこ</u> <u>とができる。</u></p>

(利用の許可)	(利用の許可)
<u>第3条</u> (略)	<u>第4条</u> (略)
(利用の制限)	(利用の制限)
<u>第4条</u> (略)	<u>第5条</u> (略)
(使用料)	(使用料)
<u>第5条</u> (略)	<u>第6条</u> (略)
(利用者の義務)	(利用者の義務)
<u>第6条</u> (略)	<u>第7条</u> (略)
(利用の許可の取消し等)	(利用の許可の取消し等)
<u>第7条</u> 市長は、利用者が前条の規定に違反したとき若しくは違反するおそれがあるとき又は管理上必要があると認めたときは、 <u>第3条</u> の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。	<u>第8条</u> 市長は、利用者が前条の規定に違反したとき若しくは違反するおそれがあるとき又は管理上必要があると認めたときは、 <u>第4条</u> の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。
(損害賠償)	(損害賠償)
<u>第8条</u> (略)	<u>第9条</u> (略)
(委任)	(委任)
<u>第9条</u> (略)	<u>第10条</u> (略)

附 則

この条例は、令和8年6月1日から施行する。

議案の概要

1 改正の趣旨

この条例は、長久手市子育て支援センターの開館時間等の規定に関し、長久手市子育て支援センター条例の一部を改正するものです。

(背景・目的) 令和8年6月1日から実施する市役所本庁舎等の開庁時間の変更に応じた改正を行うものです。

2 改正の内容

- (1) 開館時間等を削除すること。(第3条関係)
- (2) 所要の規定の整理を行うこと。

3 今後の影響

特にありません。

4 附則について

この条例は、令和8年6月1日から施行するものとします。